



申20号交渉

JR東日本会社「労組法27条の15は認識しているが 会社の考えとして命令は確定していない」

組合

労組法27条の15には

「中労委に再審査の申請中でも速やかに命令を履行しなくてはならない」

とあり、厚労省のQ&Aにもそのように書いてあるが。

会社

条文は認識しているが、回答の通り

(中労委に再審査の申し立てをおこなったところであり、当該命令が確定しているものではない)

厚生労働省のQ&Aには、

「Q:都道府県労働委員会から救済命令(初審命令)の交付を受けました。**使用者は、不服があっても従わなければなりませんか?**」

という問いに対し、

「A:救済命令等は、交付の日から効力を生じ、使用者は、交付を受けた時から遅滞なく命令を履行しなければなりません。**救済命令は、①中央労働委員会が再審査の結果、初審命令を取り消し、または変更したとき、②(中略)その効力を失います。したがって、不服があり、中央労働委員会に再審査申立てを行ったとしても、裁判所に取消訴訟を提起したとしても、初審命令の効力は停止しないため、使用者は初審命令を履行する必要があります**」

と記載があります。

**これを会社は「認識していても命令は確定していない」
って言うんですか?**



すべての仲間の皆さん! これでも私たちの会社は「コンプライアンスを順守している」ということに納得できますか?
私たちはとても順守しているとは思えません!! いまこの会社で働いているあなたはJR東日本の社員として胸を張れますか?
みんなで会社を正すために、輸送サービス労組に結集しよう!!